

宿泊施設及び福祉施設等における消防用設備等の設置基準が改正されました  
(消防法施行令等の改正について)

## 背景

平成24年5月13日、広島県福山市のホテル火災(死者7名・負傷者3名)、平成25年2月8日、長崎市の認知症高齢者グループホーム火災(死者5名・負傷者7名)、平成25年10月11日、福岡市の診療所火災(死者10名・負傷者5名)が発生したこと等により、消防法令改正に至ったものです。

## 改正内容1 スプリンクラー設備の設置基準の強化

消防法施行令別表第一、6項口に掲げる防火対象物又はその部分について、従前延べ面積275平方メートル以上からの設置義務でしたが、この法令改正により面積に関係なくスプリンクラー設備の設置が義務化となりました。

- 6項口 (1) 高齢者施設(老人ホーム等)  
(2) 生活保護者施設(救護施設)  
(3) 児童施設(乳児院)  
(4) 障害児施設(障害児入所施設)  
(5) 障害者施設(障害者支援施設等)

避難が困難な要介護者を主として入所又は宿泊させるもの。

## 改正内容2 自動火災報知設備の設置基準の強化

面積に関係なく自動火災報知設備の設置が必要な防火対象物又はその部分に次のものが追加されました。

### 消防法施行令別表第一

- ・ 5項イ(旅館・ホテル等)
- ・ 6項イ(病院・診療所等)の内、入院施設のある有床診療所
- ・ 6項八(6項口以外の老人福祉施設等)の内、利用者が入居又は宿泊する施設

## 改正内容3 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

消防法施行令別表第一、6項口又は6項口部分が存する施設に設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器と連動して起動することが義務となりました。

公布日：平成25年12月27日

施行日：平成27年4月1日

既存防火対象物への既存遡及の猶予期間：平成30年3月31日まで

詳しい内容につきましては、[一般財団法人 日本消防設備安全センターホームページ](#)をご覧ください。

今回の法令改正は、福祉施設、診療所及び旅館ホテル等に関連するもので改修等に関して計画的にさせていただきますようお願いいたします。不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 北上地区消防組合消防本部 予防課 0197-65-5173